

第 1 5 号議案

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の  
一部を改正する条例の制定について

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の一部を改正する  
条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の  
一部を改正する条例

(亀岡市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 亀岡市水道事業給水条例（平成 2 9 年亀岡市条例第 3 2  
号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 3 8 条第 1 項第 2 号中「1 件につき 1 0, 0 0 0 円」を削  
り、同号に次の表を加える。

区分	手数料
新規	1 件につき 1 0, 0 0 0 円
更新	1 件につき 1 0, 0 0 0 円

第 4 3 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

(亀岡市下水道条例の一部改正)

第 2 条 亀岡市下水道条例（昭和 5 7 年亀岡市条例第 2 4 号）の一  
部を次のように改正する。

第39条第1項第2号中「登録」を「指定」に改め、同号の表  
中

「	<table border="1"><tr><td>1件につき10,000<sup>円</sup></td></tr><tr><td>1件につき1,000</td></tr></table>	1件につき10,000 <sup>円</sup>	1件につき1,000	」
1件につき10,000 <sup>円</sup>				
1件につき1,000				
を	<table border="1"><tr><td>1件につき10,000円</td></tr><tr><td>1件につき10,000円</td></tr></table>	1件につき10,000円	1件につき10,000円	」
1件につき10,000円				
1件につき10,000円				

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀岡市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の亀岡市水道事業給水条例第38条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に申込みのあった給水装置工事事業者の指定手数料について適用し、同日前の申込みに係る指定手数料については、なお従前の例による。

(亀岡市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の亀岡市下水道条例第39条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった指定工事事業者の指定手数料について適用し、同日前の申請に係る指定手数料については、なお従前の例による。

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の  
一部を改正する条例案要綱

- 1 水道法の一部改正による指定給水装置工事事業者の指定の更新制の導入に伴い、当該更新手数料を定めること。
- 2 下水道の排水設備に係る指定工事事業者の更新手数料を、指定給水装置工事事業者に係る更新手数料と同額に改めること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。